

内部統制評価報告書の記載例 改正案

資料 3

(参考 1) 内部統制評価報告書の記載例について

整備状況 評価基準日	運用状況		評価結果	不備の是正に 関する事項	記載例
	評価対象期間				
○ (重大な不備なし)	○ (重大な不備なし)		有効：内部統制対象事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断	記載なし	1、5
× (重大な不備あり)	○ (重大な不備なし)		有効ではない：内部統制対象事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されていないと判断	記載あり	2
○ (重大な不備なし) ※評価基準日において是正済み	○ (重大な不備なし)		有効：内部統制対象事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断	記載あり	3
○ (重大な不備なし)	× (重大な不備あり)		有効ではない：内部統制対象事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断	記載あり	4
× (重大な不備あり)	× (重大な不備あり)		有効ではない：内部統制対象事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていないと判断	記載あり	
○ (重大な不備なし)	○ (重大な不備なし)		有効：内部統制対象事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断	記載あり (内部統制対象事務以外の事務について重大な不備あり。内部統制に関する方針の見直しについて要検討。)	

記載例1 (評価結果:有効、審査結果:相当)

【加筆・修正対応】

⑮ 内部統制評価報告書の記載例(P31以降)に、報告書様式は自治則で定められていると記載してはどうか。(一般市)

【長による評価結果】

●●市長○○○○は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

●●市長○○○○は、●●市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、●●市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「●●市内部統制に関する方針」(平成●年4月1日)を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

(※団体ごとの判断により、整備状況及び運用状況の概要について加筆)

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

●●市においては、平成令和N-1会計年度を評価対象期間とし、平成令和N年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

(※全庁的な内部統制の評価項目に加除修正を行った場合には、当該加除修正について記載するなど、使用した評価項目がわかるように記載)

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、●●市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

平成令和N年6月○日

●●市長 ○○ ○○

【監査委員による審査意見】

「●●市監査基準」に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

平成令和 N 年 8 月 ○ 日

●●市監査委員 ×× ××
同 ■■ ■■

1 審査の対象

「平成令和 N-1 年度●●市内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による平成令和 N-1 年度●●市内部統制評価報告書の審査は、●●市長が作成した内部統制評価報告書について、●●市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

平成令和 N-1 年度●●市内部統制評価報告書について、●●市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「●●市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

平成令和 N-1 年度●●市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

特段記載すべき事項はない。

地方自治法施行規則 別記様式(第 12 条の2の3関係)

記載例 2 (評価結果：整備上の重大な不備あり、審査結果意見：相当 (略))

【長による評価結果】

●●市長○○○○は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

●●市長○○○○は、●●市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、●●市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「●●市内部統制に関する方針」(平成●年 4 月 1 日)を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

(※団体ごとの判断により、整備状況及び運用状況の概要について加筆)

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

●●市においては、平成令和 N-1 会計年度を評価対象期間とし、平成令和 N 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

(※全庁的な内部統制の評価項目に加除修正を行った場合には、当該加除修正について記載するなど、使用した評価項目がわかるように記載)

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価基準日における整備上の重大な不備を把握したため、●●市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されていないと判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

当該整備上の重大な不備については、出納局において、「内部統制に関する規則」に基づき毎年度~~2~~●回各部局において開催すると定められた内部統制に関する会議について、平成令和 N-1 年度は開催実績がなく、資料の送付により代替することとされたものです。直接的な不利益等が発生したものではありませんが、出納局における統制環境の向上により、各部局の財務に関する事務に対するモニタリングを適切に機能させるため、翌年度は確実に~~2~~●回開催するよう、計画的に取り組みます。

平成令和 N 年 6 月 〇 日

●●市長 ○〇 ○〇

地方自治法施行規則 別記様式(第12条の2の3関係)

記載例3 (評価結果：有効(整備上の重大な不備を是正)、審査結果意見：相当(略))

【長による評価結果】

●●市長○○○○は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

●●市長○○○○は、●●市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、●●市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「●●市内部統制に関する方針」(平成●●年4月1日)を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

(※団体ごとの判断により、整備状況及び運用状況の概要について加筆)

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

●●市においては、平成令和N-1会計年度を評価対象期間とし、平成令和N年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

(※全庁的な内部統制の評価項目に加除修正を行った場合には、当該加除修正について記載するなど、使用した評価項目がわかるように記載)

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、●●市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

複数の契約の総額が100●●億円を超える建設事業において、関係する複数の局の役割、権限及び責任が不明確なまま当該契約が行われているという整備上の重大な不備があり、当該事業が遅延する蓋然性が著しく高い状況にあることを把握いたしました。当該整備上の重大な不備が生じた原因については、事業の主担当である建設局による建設計画が適切な協議を欠いたまま実行されたことにあります。当該整備上の重大な不備の是正措置として、一定の金額を超える事業の契約を行う際は関係局の関与の明確な整理を必要とするよう会計管理者の業務マニュアルの改訂に加え、速やかに当該事業の関係局の関与について整理を行い、評価基準日時点において是正されていることを確認いたしました。

平成令和N年6月○日

●●市長 ○○ ○○

記載例 4 (評価結果：運用上の重大な不備あり、審査結果：相当 (略))

【長による評価結果】

●●市長○○○○は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

●●市長○○○○は、●●市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、●●市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「●●市内部統制に関する方針」(平成●年 4 月 1 日)を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

(※団体ごとの判断により、整備状況及び運用状況の概要について加筆)

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

●●市においては、平成令和 N-1 会計年度を評価対象期間とし、平成令和 N 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

(※全庁的な内部統制の評価項目に加除修正を行った場合には、当該加除修正について記載するなど、使用した評価項目がわかるように記載)

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、●●市の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備については、税務課において、税務担当職員の過失により、累計 100●●万円を超える現金が適時かつ適切に管理されなかった結果、紛失されていたものであり、評価対象期間終了後に出納整理を行う過程で把握されました。把握後、速やかに対応を行った結果、適切な状況を回復しておりますが、●●市における税務行政に対する信用の低下を招いたものと考えております。平成令和 N 会計年度においては、こうした不備の再発を防ぐため、現金の取扱いについて周知・徹底するとともに、関係職員に対し重点的な研修を実施します。

平成令和 N 年 6 月 ○ 日

●●市長 ○ ○ ○ ○

記載例 5（評価結果：有効（略）、審査意見：評価手続が一部相当でない）

【監査委員による審査意見】

「●●市監査基準」に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

平成令和 N 年 8 月〇日

●●市監査委員 ×× ××
同 ■■ ■■

1 審査の対象

「平成令和 N-1 年度●●市内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による平成令和 N-1 年度●●市内部統制評価報告書の審査は、●●市長が作成した内部統制評価報告書について、●●市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

平成令和 N-1 年度●●市内部統制評価報告書について、●●市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「●●市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

平成令和 N-1 年度●●市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては、評価結果に係る記載は相当であると考えられる。

（指摘事項）

審査の過程で、A局において、平成令和 N-1 年 7 月より業務を開始することとされていた外部委託業務について、業務の開始が平成令和 N 年 3 月にずれ込んだため、運用状況の評価が行われていなかった。しかし、短期間であっても、運用状況を把握し、評価を行うべきである。結果として、当該外部委託業務に係る不備は把握されなかったが、評価手続の実施に当たり、留意すべきである。

5 備考

特段記載すべき事項はない。

記載例6（評価結果：有効（略）、審査意見：評価結果が相当でない）

【監査委員による審査意見】

「●●市監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

平成令和N年8月〇日

●●市監査委員 ×× ××
同 ■■ ■■

1 審査の対象

「平成令和N-1年度●●市内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による平成令和N-1年度●●市内部統制評価報告書の審査は、●●市長が作成した内部統制評価報告書について、●●市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

平成令和N-1年度●●市内部統制評価報告書について、●●市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「●●市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

平成令和N-1年度●●市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続に係る記載は相当であるが、評価結果に係る記載は相当ではなく、●●市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されていないと考えられる。

（指摘事項）

審査の過程で、出納局において、「内部統制に関する規則」に基づき毎年度2回各部局において開催すると定められた内部統制に関する会議について、平成令和N-1年度は開催実績がなく、資料の送付により代替することとされた。長による評価において内部統制の不備として把握はされていたが、重大な不備とは判断されていなかった。当該不備による直接的な不利益は生じていないものの、出納局におけるモニタリングが不十分であったことにより発生した複数の不備につながる大きな要因の一つであると考えられるため、整備上の重大な不備として指摘を行った。平成令和N年度においては、「内部統制に関する規則」の適用に当たり、その趣旨を理解した上、内部統制に関する会議を開催すべきである。

5 備考

特段記載すべき事項はない。

記載例 7 (過年度の重大な不備を把握した場合の付記事項)

【長による評価結果】

●●市長○○○○は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1～4 (略)

5 付記事項【注】

(1) 過年度の○○税の過少徴収

税務課において、令和 N-4～N-2 年度にかけて○○税の徴収が過少となる重大な不備を、令和 N-1 年度に把握しました。当該不備の発生原因は、令和 N-4 年度の税制改正に伴うシステム改修の際に、税額計算プログラムの一部に改修漏れがあったためです。当該不備の把握後、速やかにシステム設定の確認及び見直しを行い、令和 N-1 年度の○○税の徴収は適正に行われました。当該不備は、追加のシステム改修費用や追徴事務経費等を生じさせたとともに、当市の税務行政の信用を著しく低下させた事案と考えております。

徴収が過少となったのは、のべ約●●件、約●●万円であり、本来課税すべき額との差額については、追徴手続により概ね納付いただきましたが、引き続き、全額回収に努めます。

再発防止策として、税務課に税務システムの担当者を●名増やすとともに、賦課に当たって抽出による検算を行う等の事務フローの見直し等のリスク対応策を整備いたしました。併せて、システム設定の見直しの際は複層的な確認体制を徹底して参ります。

(2) (略)

令和 N 年 6 月 ○ 日

●●市長 ○○ ○○

【注】地方自治法施行規則の報告書様式の備考において、長がその他説明をすることが適当と判断した事項は追加して記載することができる。とされている。

記載例 8 (過年度の重大な不備が報告された場合)

【監査委員による審査意見】

「●●市監査基準」に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 N 年 8 月 ○ 日

●●市監査委員 ×× ××
同 ■■ ■■

1～4 (略)

5 備考

(1) 過年度の〇〇税の過少徴収

令和 N-1 年度●●市内部統制評価報告書において、令和 N-4～N-2 年度の重大な不備があったとの報告があった。

当該重大な不備を把握した後、早急に原因究明にあたり、また、発生原因の判明後は、速やかにシステム設定の見直し等を行っており、令和 N-1 年度の〇〇税の徴収は適正に行われていることを確認した。

本来課税すべき額との差額についても、直ちに追徴手続に着手しており、概ね納付されているが、今後も未納分の全額回収に努められたい。

再発防止策については、リスク対応策を確実に実施するとともに、この対応で十分か引き続き検証を行い、他市の同様の事案を勘案しながら適切な対応策の整備に努められたい。

(2) (略)